

————— JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. —————

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワークの評価結果を公表します。

株式会社ヤマダホールディングス グリーンファイナンス・フレームワークに **Green 1(F)** を付与

発行体 / 借入人 : 株式会社ヤマダホールディングス（証券コード：9831）

評価対象 : 株式会社ヤマダホールディングス
グリーンファイナンス・フレームワーク

<グリーンファイナンス・フレームワーク評価結果>

総合評価	Green 1 (F)
グリーン性評価（資金使途）	g1 (F)
管理・運営・透明性評価	m1 (F)

第1章: 評価の概要

株式会社ヤマダホールディングスは、1973年に現会長の山田昇氏が群馬県前橋市で個人商店ヤマダ電化サービスを創業したことを発端に、1983年に株式会社ヤマダ電機を設立し、本格的にチェーン展開を開始した。1987年に大型総合家電店舗の第1号店「テックランド本店」を開業、その後順次全国に展開し、1997年には産業廃棄物処理の「シー・アイ・シー」を設立した。ヤマダ電機は1989年に株式店頭登録、2000年に東京証券取引所一部へ上場した。2005年には売上日本一の家電量販店として国内初の全国出店と売上高1兆円を、5年後には売上高2兆円を達成。2010年以降、デンキ事業では「ベスト電器」、「マツヤデンキ」等、住建事業では注文住宅メーカーの「エス・バイ・エル」、「ヒノキヤグループ」、その他事業では家具販売の「大塚家具」などの株式取得により業容を拡大、金融事業では2016年に「ヤマダファイナンスサービス」を設立、環境事業ではリユース・リサイクル事業拡充のため2020年に「ヤマダ環境資源開発ホールディングス」を設立した。

2020年にはこれらの事業の権限と責任の明確化のために持株会社制を導入し、経営効率及びグループガバナンスを一層強化している。なお、デンキ事業では、2021年7月、家電販売子会社7社をヤマダデンキに合併し、社内11分社制を導入しました。ヤマダホールディングスグループは、持株会社体制への移行に伴い、従来の家電・住宅・環境資源開発・金融・サービスの各セグメントを、デンキ（売上高に占める割合79.4%）・住建（同16.2%）・金融（同0.1%）・環境（同0.9%）・その他（同3.4%）の5つのセグメントに再編した。

ヤマダホールディングスグループは、“くらしをシェアワセにする、ぜんぶ。”をストアコンセプトに「暮らしまるごと」戦略を推進している。「暮らしまるごと」戦略とは、日々を便利に楽しくする家電から暮らし

の基盤である住まいまで、お客様の“住”に特化した多様なサービスを展開する戦略である。各セグメントが双方向に連携し、これまでになかった新たな価値を次々に創出していくことで、ヤマダが目指す未来をカタチにするという価値創造戦略を構築している。同戦略では、「暮らす」の先の「リユース・リサイクル」までを含めることで、同社が販売する家電製品の廃棄物削減と資源循環の実現も企図している。ヤマダホールディングスでは、このリユース・リサイクルの仕組みを家電製品の完結型資源循環サイクルと呼び、自社製品の回収から資源循環のカスケードであるリユース、リサイクル、廃棄物発電のステップに従い、資源を最大限活用しながら、自社が販売する製品の廃棄物削減に努めている。

今般の評価対象は、ヤマダホールディングスがグリーンローン、グリーンボンドにより調達する資金を、環境改善効果を有する用途に限定するために定めたグリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCRは本フレームワークが「グリーンボンド原則¹」、「グリーンローン原則²」および「グリーンボンド・グリーンローンガイドライン³」に適合しているか否かの評価を行う。これらの原則等は国際資本市場協会（ICMA）および環境省がそれぞれ自主的に公表している原則またはガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則およびガイドラインを参照してJCRでは評価を行う。

ヤマダホールディングスは本フレームワークにおける資金用途を、家電製品の完結型資源循環サイクルを実現するためのリユース工場、リサイクル工場及び廃棄物発電設備に限定し、それぞれの資金用途における定量的な環境改善効果などによる適格基準を設定している。また、適格プロジェクトの実施に際しては、環境に対する負の影響を考慮し、適切な対応を行うことや、周辺住民への十分な説明など社会面での配慮を行うこととしている。以上より、JCRは本フレームワークにおける資金用途について、環境改善効果が期待されるものと評価している。

プロジェクトの選定は、各資金用途に係る事業を所管する事業会社において候補が挙げられ、ヤマダホールディングスにおいて評価、選定が行われる。調達資金は、充当までの間は現金または現金同等物にて管理される。資金の充当状況および未充当残高は、年次で経理部門により確認が行われ、経理部門の長により承認が行われるほか、資金管理については内部監査および外部監査の対象となっている。資金充当状況および環境改善効果にかかるレポート内容についても適切なものとなっている。以上より、JCRはヤマダホールディングス及び関連グループ会社における管理運営体制が確立されており、透明性を有すると評価している。

この結果、本フレームワークについて、JCRグリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金用途）」を“g1(F)」、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。

本フレームワークは「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」および「グリーンボンド・ローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしているとJCRは評価している。

¹ ICMA (International Capital Market Association) グリーンボンド原則 2021 年版
<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/>

² LMA (Loan Market Association)、APLMA (Asia Pacific Loan Market Association)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) Green Loan Principles 2021
<https://www.lma.eu.com/>

³ 環境省 グリーンボンドガイドライン 2022 年版
<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>

第2章:各評価項目における対象事業の現状とJCRの評価

評価フェーズ1:グリーン性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本フレームワークにおける資金使途の100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1(F)』とした。

(1) 評価の視点

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途がネガティブな環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

<資金使途にかかる本フレームワーク>

ヤマダホールディングスでは、同グループが販売する家電製品の資源循環の取り組みに必要な設備として、本フレームワークに定める以下のプロジェクトをグリーン適格プロジェクトとして定めている。

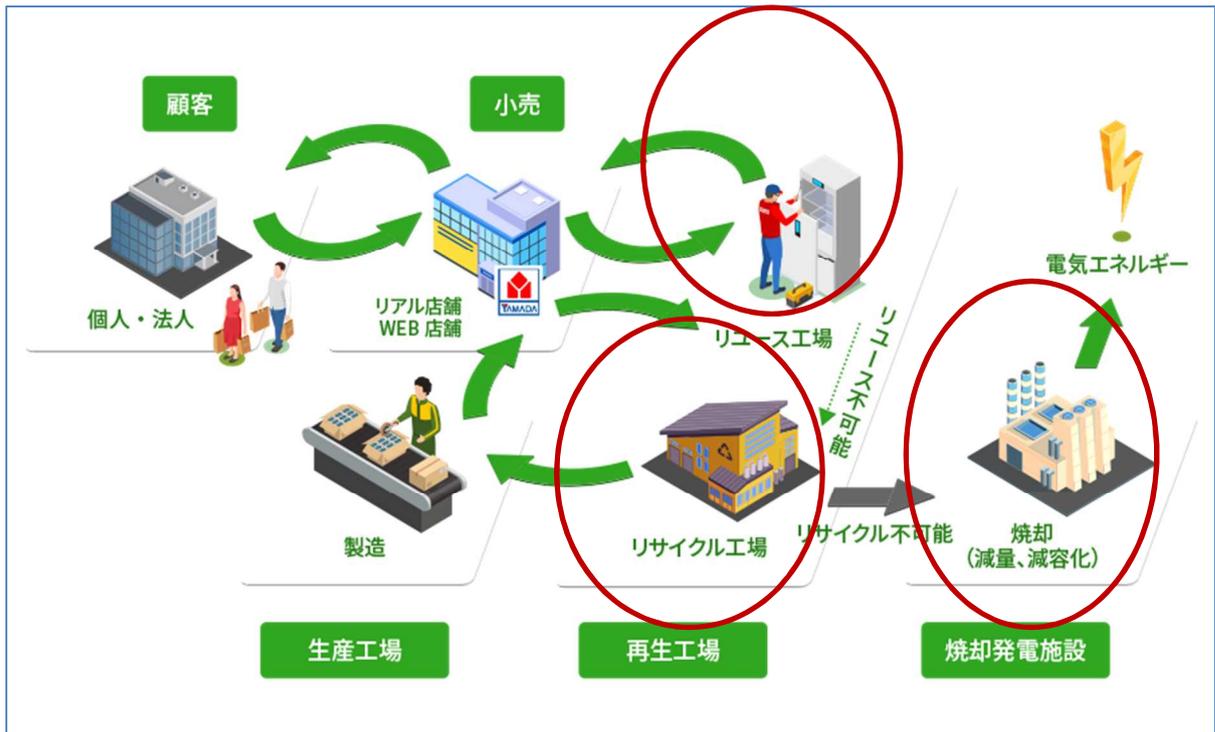
【調達資金の使途】	
資金使途の概要	グリーンファイナンスを用いて調達した資金の使途は、以下の通りとします。 <ul style="list-style-type: none"> ・家電製品を中心とする当社取扱い商品のリユースに係る工場建設及び設備資金 ・リサイクルに係る工場、プラント建設及び設備資金 ・廃棄物発電施設の建設及び設備資金 ・当該資金のリファイナンスに係る資金（リファイナンスの場合、グリーンファイナンスによる調達から遡って36ヶ月以内に実施した適格プロジェクトへの支出に限る）
適格性基準	資金充当対象プロジェクトは、以下の適格性基準を満たすものとします。 <ul style="list-style-type: none"> ・サーキュラーエコノミーの実現、廃棄物削減・資源循環に資する投資であること ・許認可取得により、環境関連法令で定められた基準を満たしていること
プロジェクト分類 ⁴	3. 汚染の防止と管理に関する事業 3-1. サーキュラーエコノミーの実現に資する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度な廃棄物の回収・処理 <ul style="list-style-type: none"> - リサイクル推進施設 - エネルギー回収型廃棄物処理施設
ヤマダホールディングスグループにおける重要課題	循環型社会の構築と地球環境の保全 -廃棄物削減と資源循環

⁴ 環境省 グリーンボンドガイドライン 2022年版
<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>

a. プロジェクトの環境改善効果について

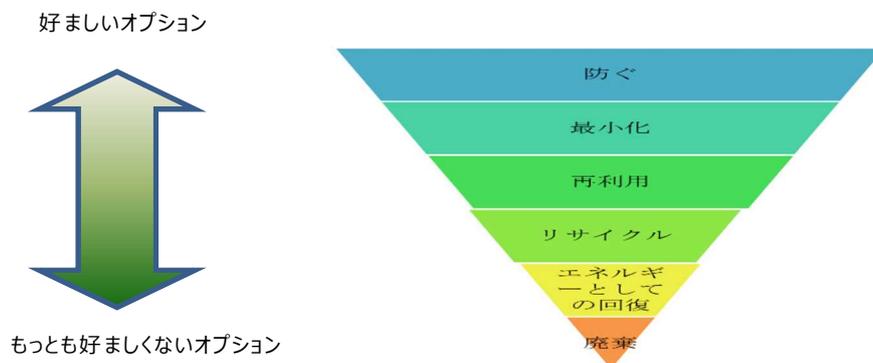
ヤマダホールディングスが本フレームワークで資金使途とした3分類は、いずれもヤマダホールディングスが環境セグメントにおいて最優先課題として取り組む、家電を中心としたリユース・リデュース・リサイクル（3R）のグループ完結型資源循環システムの構築の主要な施策であり、環境改善効果が期待される。本フレームワークで定めた資金使途は、いずれもグリーンボンド原則、グリーンローン原則における「汚染防止及び抑制（廃棄物のリサイクル）」、「環境適応製品、環境に配慮した生産技術及びプロセス（再利用・再生・改修された素材・成分・製品）」、グリーンボンドガイドラインに例示されている資金使途のうち、「汚染の防止と管理に関する事業」、「サーキュラーエコミーに対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業」に該当する。

図1: 小売を中心とする3つのリソースサーキュレーション（資源循環）⁵



ICMA のインパクトレポートによれば、廃棄物の適切な管理方法としては、以下の序列に沿った有効利用が望ましいとされている。今次対象となる3種類の事業は、再利用（リユース工場）、リサイクル（リサイクル工場）、エネルギーとしての回復（廃棄物発電）の三段階を家電製品のライフサイクルに即してヤマダホールディングスグループが一貫して対応するものであり、これにより家電製品等の廃棄量の最小化に資する取り組みであると JCR では評価している。

図2: 資源循環のカスケード⁶



⁵ ヤマダ環境資源開発ホールディングスウェブサイト

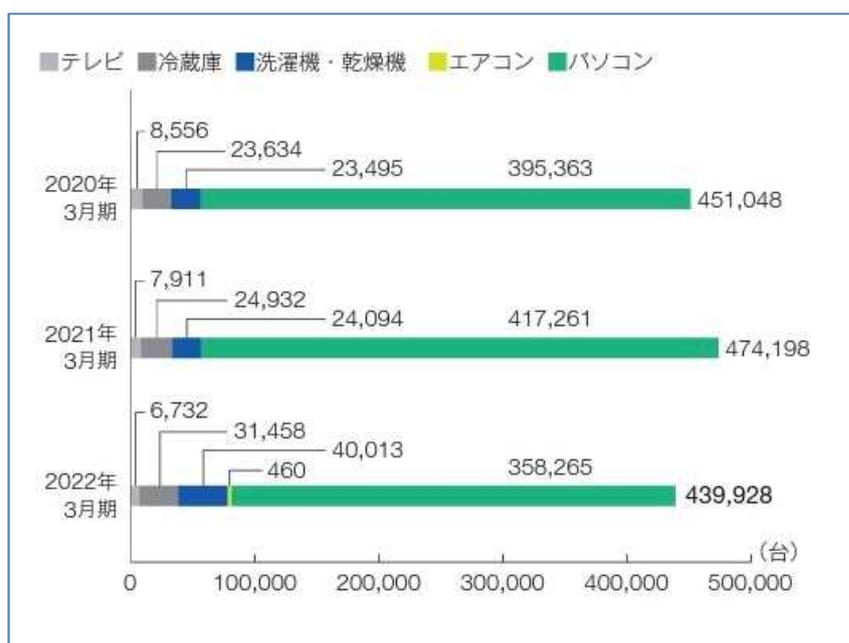
⁶ ICMA, Harmonized Framework for Impact Reporting より JCR 作成

なお、上記の資源循環に関連する事業については、ヤマダホールディングスグループのヤマダ環境資源開発ホールディングスが全体を統括し、傘下の子会社がそれぞれの事業を運営している。

資金使途1：リユース工場

ヤマダホールディングスグループで定めている基準を満たした製品は、グループ会社であるシー・アイ・シーのリユース工場においてリユース商品として再生し、ヤマダアウトレット店などで販売されることとなる。家電リユースについては、同グループ会社で環境資源開発事業を展開するシー・アイ・シーが再商品化への取り組みをリユース事業として定義し使用済み家電を再生し、リユース家電として、主にヤマダデンキの「ヤマダアウトレット業態店舗」へ供給している。同社のリユース拠点としては、2022年5月より新たに稼働開始したヤマダ東日本リユースセンター群馬工場（群馬県／約2,500坪）と藤岡リユースセンター第1、2工場（群馬県／約1,500坪）、滋賀リユースセンター（滋賀県／約1000坪）で年間約18万台前後を再生している。今後は、山口県と東北エリアにもリユース工場を建設する予定であり、ヤマダ東日本リユースセンター群馬工場を基幹工場として、2026年3月期には全国で年間30万台のリユース生産体制を確立予定である。

図3：ヤマダホールディングスにおける家電製品のリユース実績⁷



リユース工場は、大きく3つの機能・工程を有している（以下手順は、シー・アイ・シーのウェブサイトより抜粋）。

(1) 保管機能

パレット自動倉庫は、洗浄前の製品や出荷前の製品を一時的に保管する倉庫である。大型、中型、小型サイズを自動で識別し保管している。自動倉庫管理システムを導入した事で入出庫が自動化された為、従来のフォークリフト作業と比較し約300%の効率UPにつながった結果、常時約7,000台が収納可能となっている。

(2) リユース工程（洗濯機・冷蔵庫・テレビ）

⁷ ヤマダホールディングスグループ 統合報告書 2022

各製品は「事前点検・1次点検・洗浄・2次点検・最終点検」などを中心の一連の工程を経て出荷される。洗濯機では、ドラム槽を取り出して目に見えない内側まで念入りに洗浄、自動洗浄機による高圧洗浄も行う。冷蔵庫も各パーツ類を分解し手作業にて隅々まで汚れを落とし、テレビでは動作確認を中心とした各機能のチェックを行う。

(3) 修理工程

各点検にてエラー表示や異音などが確認された製品は、専門の技術スタッフにより原因を追究し不良箇所を特定する。不具合が確認された部品などは交換する。修理できない製品はリユースパーツとして使用するためメーカー、種類、型番毎に分類し、約 5,000 点のリユースパーツをシステム管理している。

資金使途 2：リサイクル工場

家庭内で役目を終えた家電製品のうち、リユースできない製品は、リサイクル工場で解体し、原材料あるいは燃料として再利用することとなる。リサイクル事業は、ヤマダ環境資源開発ホールディングス傘下の東金属が行っている。同社のリサイクル事業では、家電(エアコン・液晶テレビ・冷蔵庫・洗濯機・小型家電等)や使用済み自動販売機を回収、プラスチックや金属、混合物などに分けることができる精度の高い機械で裁断し、緻密な細分化によりリサイクル資源としての価値を上げている。そのうえで、リサイクル対象品は高度分別を行ったうえで、鉄・アルミ・ステンレスなどの単一素材に分別し、さまざまな製品の原料として再利用している。

図 4: 使用済み小型家電リサイクルフロー⁸

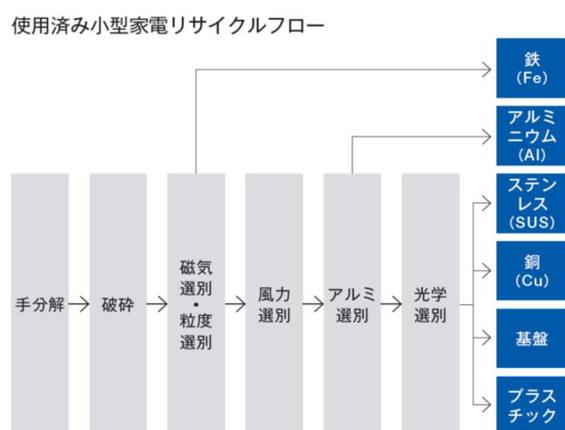


図 5: 小型家電リサイクルの取扱台数と再資源化重量⁹

小型家電リサイクルの取扱台数推移と再資源化重量



ヤマダデンキでは、使用済み小型電子機器などの再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法¹⁰）に基づき、全店舗での使用済み小型家電の回収を実施している。破碎処理の結果、ヤマダ総合家電リサイクル工場でリサイクルされる廃棄物の量は、23,660 t/年（最大処理能力 78.88 t/日×300日）となっている。

⁸ ヤマダホールディングスグループ 統合報告書 2022

⁹ ヤマダホールディングスグループ 統合報告書 2022

¹⁰ 家電リサイクル法対象の家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）を除く電気機械器具を、国の認定を受けた事業者が回収・処理を行うことで、循環型社会の形成を促進する制度

資金使途3：廃棄物焼却発電施設

ヤマダ環境資源開発ホールディングス傘下の東金属では、リユースできない製品かつリサイクル工場で解体し、原材料として用いられない資材を燃料とした廃棄物発電プラント事業を立ち上げる計画である。現在建設を計画している廃棄物焼却発電施設（ヤマダ資源 エネルギープラント）は、最新の排ガス処理システムを導入したガスタービン型の発電施設となっており、年間約61,440,000kwhの発電量を計画している。これは、約17,000世帯分の電力供給に匹敵する。参考まで、群馬県に所在する多目的ダムである八ッ場ダムの公表している年間発電量（約42,000,000kwh）及び世帯供給見込み（約12,000世帯）を上回る規模となっている。同廃棄物の素材としては、リユースもリサイクルもできない素材であり多岐にわたるが、約8割弱がプラスチック素材となる見込みである。ヤマダホールディングスグループでは、今後、災害発生時においては、災害廃棄物の受入等も行い、自治体と連携して地域の自然災害への対応能力の拡充に寄与する取組につなげていくことを企図している。

図6: ヤマダ資源 エネルギープラント完成予想図¹¹



b. 環境・社会に対する負の影響について

ヤマダホールディングスでは、各工場・施設の建設に際して、以下の通り環境・社会に対する負の影響のおそれを特定し、削減・管理するための施策を講じている。

資金使途分類	負の影響の恐れと緩和策
リユース工場	家電製品の洗浄又は修理に特化したリユース工場のため、化学薬品の使用、燃焼などは行わず、建物内のため外部に対する騒音は発生しない。 また、洗浄工程から排出される水質（Ph濃度、BOD、COD、SS）について、所在する自治体の水質基準をクリアしている。
リサイクル工場	ヤマダホールディングスグループが現在所有するリサイクル工場施設の所在する自治体（群馬県）の環境アセスメント対象事業外の

¹¹ ヤマダ環境資源開発ホールディングス ウェブサイト

	<p>為、建設時の環境測定はしていない。(産業廃棄物中間処理施設 6 t/時未満の為)</p> <p>ただし、生活環境影響調査を行い、粉塵、騒音、振動(昼、夕)がそれぞれ自治体が示す基準値を下回っていることを確認している。</p> <p>水質・悪臭については、全施設が建屋内のため、影響が軽微なため、計測を行っていない。</p>																																
<p>廃棄物焼却発電施設</p>	<p>建設時に於いては環境アセスメント評価を行い、自治体からの許認可を取得する。</p> <p>工事施工に際しても関係法令を遵守することで、環境の負の影響を抑える計画としている。</p> <p>周辺住民に対しては、複数回の説明会を実施し、現時点で特に問題は特に起きていない。</p> <p>なお、廃棄物発電施設稼働後の騒音、大気・騒音・振動・排水については、以下の自治体基準値を下回るよう設計し、モニタリングしていく予定である。</p> <p>大気</p> <table border="1" data-bbox="639 837 1043 1075"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>煤塵</td> <td>0.04g/N m³</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物</td> <td>250ppm</td> </tr> <tr> <td>塩化水素</td> <td>(430ppm)</td> </tr> <tr> <td>硫黄酸化物</td> <td>(500ppm)</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>0.1ng-TEQ/ N m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>騒音</p> <table border="1" data-bbox="639 1151 1024 1350"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(朝)</td> <td>65dB</td> </tr> <tr> <td>(昼)</td> <td>70db</td> </tr> <tr> <td>(夕)</td> <td>65dB</td> </tr> <tr> <td>(夜)</td> <td>55dB</td> </tr> </tbody> </table> <p>振動</p> <table border="1" data-bbox="639 1426 1024 1545"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(昼)</td> <td>70dB</td> </tr> <tr> <td>(夜)</td> <td>65db</td> </tr> </tbody> </table> <p>悪臭</p> <table border="1" data-bbox="639 1621 1043 1700"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界(臭気指数)</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table> <p>排水</p> <p>計画施設からの排水はない。</p> <p>敷地内に降雨した雨水の排水は排水ピットに一時滞留させた後、油水分離槽で適切に処理した後、排水を行うほか、関係法令を遵守する計画。</p>	項目	基準値	煤塵	0.04g/N m ³	窒素酸化物	250ppm	塩化水素	(430ppm)	硫黄酸化物	(500ppm)	ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/ N m ³	項目	基準値	(朝)	65dB	(昼)	70db	(夕)	65dB	(夜)	55dB	項目	基準値	(昼)	70dB	(夜)	65db	項目	基準値	敷地境界(臭気指数)	21
項目	基準値																																
煤塵	0.04g/N m ³																																
窒素酸化物	250ppm																																
塩化水素	(430ppm)																																
硫黄酸化物	(500ppm)																																
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/ N m ³																																
項目	基準値																																
(朝)	65dB																																
(昼)	70db																																
(夕)	65dB																																
(夜)	55dB																																
項目	基準値																																
(昼)	70dB																																
(夜)	65db																																
項目	基準値																																
敷地境界(臭気指数)	21																																

なお、施設の建設や設備導入にあたり、法令に基づく地域住民への説明を行うだけでなく、地域の自治会と定期的にコミュニケーションを図ることにより理解を深めており、特筆すべき問題は発生していない。また管轄自治体についても、検査や許認可取得等の手続きだけでなく、

日ごろから連絡・相談を行う等、日常的なコミュニケーションを取っており、良好な関係が構築できている。

c. SDGs との整合性について

資金使途の対象は再生可能エネルギーに分類される事業であり、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



目標 8 : 働きがいも経済成長も

ターゲット 8.4. 2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。



目標 11 : 住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.b. 2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。



目標 12 : つくる責任、つかう責任

ターゲット 12.5. 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

第2章:各評価項目における対象事業の現状とJCRの評価

評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1(F)』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスにかかる妥当性および透明性

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

<資金使途にかかる本フレームワーク>

a. 目標

ヤマダホールディングスグループは、地球環境との共存が持続的な社会・経済の発展に繋がるという考えのもと、環境方針およびISO14001を具体的な行動指針として、循環型社会の構築やCO₂排出量削減に向けた取り組みを積極的に推進し、事業活動全体を通じた環境課題解決に取り組んでいる。また、省エネ家電への買替を促進することで、お客様の製品使用段階においてCO₂を削減する取り組みにも注力している。

<ヤマダホールディングスグループ環境方針¹²⁾>

1	事業活動	地球環境保全および環境負荷低減に向け、すべての事業活動で発生するCO ₂ 排出量の削減、リユース・リサイクルを通じた廃棄物削減を促進し、企業の社会的責任を果たします。
2	商品・サービス	環境負荷低減に貢献する商品の開発とサービスの提供に努め、製造、販売、回収、再製品化・再販までのバリューチェーン全体で資源循環を実現し、環境保全や地域社会に貢献します。
3	社員	すべての社員は、本方針の内容を理解し、一人ひとりが責任をもって自発的に行動できるよう努めます。
4	お取引先・ビジネスパートナー	お取引先・ビジネスパートナーの皆さまと共に取り組みの輪を広げるべく、本方針の周知と理解を促し、取り組みの強化に努めます。
5	地域社会と社会貢献	地域社会の一員として地域と共に環境分野の社会貢献活動への積極的な参画を進めます。
6	法令の遵守	環境に関する法規制・条例・協定を遵守し、自主的な目標を定め、保全活動と汚染の予防に努めます。
7	情報開示	すべてのステークホルダーの皆様に対し、地球環境保全に向けた取り組み状況およびその結果を積極的に情報公開し、コミュニケーションを図ります。

¹²⁾ ヤマダホールディングス ウェブサイト

本フレームワークを参照して実行されるグリーンファイナンスは、ヤマダホールディングスグループが環境方針の中でも重視する完結型資源循環システムの構築に向けた設備投資を資金使途とするものである。また、リユース商品を市場に還元することで、お客様の循環型社会や環境問題に関する意識を向上させることも併せて期待される。JCR はヤマダホールディングスがグリーンファイナンスの実行を通じて実現しようとする目標について、「ヤマダホールディングスグループ環境方針」によって目指す姿の実現に寄与するものであることを確認した。

b. 選定基準

本フレームワークにおける適格クライテリアは、本レポートの評価フェーズ 1 で記載の通りである。JCR はプロジェクトの選定基準が適切であると評価している。

c. プロセス

<プロセスにかかるフレームワーク>

適格プロジェクトの選定プロセス

- 対象プロジェクトは、各対象プロジェクト担当会社の事業管理担当者が、グリーン・プロジェクトとしての妥当性について合意のうえ選定します。
- 各対象プロジェクト担当会社の事業管理担当者が、当社の取締役会へ上程のうえ、取締役会において決定します。

対象プロジェクトが環境に与えるネガティブな影響とその対処法

- 施設建設や設備導入に係るリスク検討は適切になされ、特別なリスクは発生しないことを確認しております。また、資源リサイクルや廃棄物処分（焼却による熱回収を含む）における法令順守については、監督行政機関に対する許可取得手続きを経ることで、環境関係法令に基づく基準を満たしていることのエビデンスとなると認識しており、環境に与える大きな負の影響は想定されません。
- 施設の建設や設備導入にあたり、法令に基づく地域住民への説明を行うだけでなく、地域の自治会と定期的にコミュニケーションを図ることにより理解を深めており、特筆すべき問題は発生していません。また管轄自治体についても、検査や許認可取得等の手続きだけでなく、日ごろから連絡・相談を行う等、日常的なコミュニケーションを取っており、良好な関係が構築できています。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

グリーンボンドの資金使途の対象となるプロジェクトの選定にあたっては、各対象プロジェクトの担当会社であるヤマダ環境資源開発ホールディングス傘下のグループ会社（シー・アイ・シー、東資源開発、）が選定する。当該プロジェクトの選定については、最終的にヤマダホールディングスの取締役会に報告されることとなっている。JCR は本フレームワークで定めるプロジェクトの選定プロセスについて、経営陣が適切に関与していると評価している。

ヤマダホールディングスのグリーンファイナンスに関する目標、選定基準およびプロセスについては本評価レポート及びフレームワークにて開示される。したがって、投資家に対する透明性は確保されていると考えられる。

2. 資金管理の妥当性及び透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、資金調達者によって多種多様であることが通常想定される。本フレームワークに基づき調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本フレームワークにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか否か、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<資金管理にかかる本フレームワーク>

調達資金の充当計画

- 調達資金は、調達から 3 ヶ月以内を目途として、選定された個別のプロジェクトに全額紐付けられます。
- 調達資金の一部は、リファイナンスに係る資金（リファイナンスの場合、グリーンファイナンスによる調達から遡って 36 ヶ月以内に実施した適格プロジェクトへの支出に限る）に充当します。
- 未充当資金については、充当するまで現預金同等物にて管理いたします。

調達資金の追跡管理の方法及び内部統制

- 調達資金は、当社の財務経理部が適格事業への充当および管理を行います。
- 状況は、電子ファイルにて管理を行い、追跡管理します。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

グリーンファイナンスによる調達資金は、ヤマダホールディングスから事業実施するヤマダ環境資源開発ホールディングスに貸付が実行される。さらにヤマダ環境資源開発ホールディングスから同ホールディングス傘下の各事業会社の設備に対して同ホールディングスから設備投資資金として資金が充当される予定である。資金の充当に際してはヤマダ環境資源開発ホールディングスからヤマダホールディングスに対して都度借入れの承認を得る予定である。また資金充当状況についてはヤマダホールディングスの財務部が追跡管理を行い、財務部長が定期的に状況を確認する予定となっている。資金の借入れは、極度設定により必要額のみが引き出される形となっていることから未充当資金は発生しない。

調達資金の資金管理については、内部監査、監査法人による外部監査の対象となっている。調達資金の管理に関する帳簿については、グリーンファイナンスの償還または返済期間まで保存される計画となっている。

以上より、JCR では、ヤマダホールディングスの資金管理体制が適切に構築されており、調達資金の管理方法については本評価レポートにおいて開示されることから、透明性が高いと評価している。

3. レポーティング体制

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークに基づく資金調達前後での投資家等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

<レポーティングにかかるフレームワーク>

<p>1) 資金の充当状況に関する開示の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 資金用途については、貸付人に対し、本フレームワークおよび株式会社日本格付研究所による評価レポートを提出することで、貸付人に開示する予定です。 ■ 調達された資金は、3ヵ月以内に全額を充当予定であることを開示予定です。 ■ また、調達資金額・資金用途・資金の充当状況について当社ウェブサイト上にも開示を行う予定です。 ■ なお、調達資金の金額が充当された後に大きな資金状況の変化が生じた場合は、貸付人に対し速やかに通知すると共に、その内容を当社ウェブサイト上で公開する予定です。 							
<p>2) インパクト・レポーティングの開示方法および開示頻度</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 貸付人に対して年次で開示する予定です。 							
<p>3) インパクト・レポーティングにおけるKPI (Key Performance Indicator)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 適格プロジェクトによる環境効果について、年次で実務上可能な範囲で開示を行う予定。 							
<p>各プロジェクトのレポーティング内容</p> <table border="1"> <tr> <td>リユース工場</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・リユース台数 (台数) ・リユース率 (%) </td> </tr> <tr> <td>リサイクル工場</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・資源化率 (%) </td> </tr> <tr> <td>廃棄物発電</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルされる廃棄物の量 (t) ・発電量(kwh) ・熱しゃく減量率(%) </td> </tr> </table>		リユース工場	<ul style="list-style-type: none"> ・リユース台数 (台数) ・リユース率 (%) 	リサイクル工場	<ul style="list-style-type: none"> ・資源化率 (%) 	廃棄物発電	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルされる廃棄物の量 (t) ・発電量(kwh) ・熱しゃく減量率(%)
リユース工場	<ul style="list-style-type: none"> ・リユース台数 (台数) ・リユース率 (%) 						
リサイクル工場	<ul style="list-style-type: none"> ・資源化率 (%) 						
廃棄物発電	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルされる廃棄物の量 (t) ・発電量(kwh) ・熱しゃく減量率(%) 						

<本フレームワークに対するJCRの評価>

a. 資金の充当状況に係るレポーティング

ヤマダホールディングスは、グリーンファイナンスにより調達した資金の充当状況について、本フレームワークに定める内容を年次でウェブサイト上で開示する予定である。また、調達資金の全額が充当された後に大きな資金状況の変化が生じた場合は、ローンの場合は貸付人と速やかに協議を行う。債券の場合は適時に開示することを予定している。

b. 環境改善効果に係るレポーティング

ヤマダホールディングスは、グリーン適格事業の環境改善効果に関するレポーティングとして、本フレームワークに定める内容を年次でウェブサイト上で開示される予定である。これらの開示項目は、リユース台数、資源化率、発電量・CO₂削減量といった定量的指標で構成されている。JCR

は、各項目についてその計算方法についてもヤマダホールディングスから説明を受けており、妥当であると評価している。

JCRでは、上記レポートについて、資金の充当状況および環境改善効果の両方について、投資家等に対して適切に開示される計画であると評価している。

4. 組織の環境への取り組み

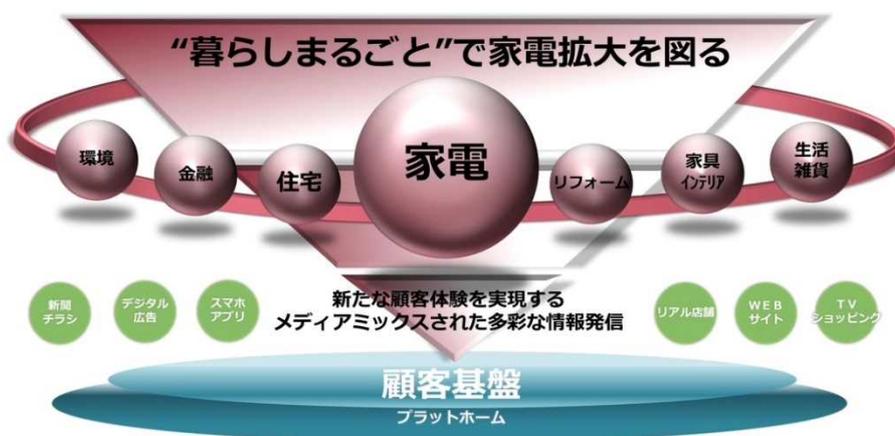
(1) 評価の視点

本項では、経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンファイナンス実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準等が明確に位置づけられているか、等を評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

ヤマダホールディングスグループは、“暮らしをシェアさせる、ぜんぶ。”をストアコンセプトに「暮らしまるごと」戦略を推進している。「暮らしまるごと」戦略とは、日々を便利に楽しくする家電から暮らしの基盤である住まいまで、お客様の“住”に特化した多様なサービスを展開する戦略である。各セグメントが双方向に連携し、これまでになかった新たな価値を次々に創出していくことで、ヤマダが目指す未来をカタチにするという価値創造戦略を構築している。

図 7: 暮らしまるごと戦略イメージ¹³



ヤマダホールディングスグループでは、SDG Compass に沿った SDGs の理解浸透および取り組みの推進を図っており、2019 年 12 月にさらなる貢献を目指すため SDGs 達成に向けた重要課題を特定し、2022 年 1 月に定量的・定性的な KPI を設定した。

図 8: ヤマダホールディングスグループの重要課題への取り組みと KPI¹⁴

重要課題・SDGs	取り組み内容	中長期方針	KPI
循環型社会の構築と地球環境の保全     	廃棄物削減と資源循環 地球温暖化防止対策	リユース・リサイクルの仕組みを通じた廃棄物の減量化と再資源化 効率的なエネルギー利用や再生可能エネルギーの活用による環境負荷低減	・家電 4 品目(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)のリユース - 300,000 台 (2026 年 3 月期) ・パソコンリユース - 439,900 台 (2023 年 3 月期) ・電力使用量全体に占める再生可能エネルギー - 前期比増(毎期) ・電力使用による延床面積当たり CO2 排出量 - 前期比 10.2%減(毎期)

¹³ YAMADA HLDGS 2025 中期経営計画

¹⁴ ヤマダホールディングスグループ 統合報告書 2022

			<ul style="list-style-type: none"> CO2 排出量削減に関する中長期目標 <ul style="list-style-type: none"> 2023年3月期内に目標設定
社員の成長と労働環境の改善    	人材の確保・育成・評価	人材育成と能力開発を通じた人を大切にした人材マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 労働災害件数^{*1} <ul style="list-style-type: none"> 0件(毎期) 長時間労働 <ul style="list-style-type: none"> 抑制に向けた取り組み(毎期) 有給休暇取得率 <ul style="list-style-type: none"> 前期比増(毎期) 女性管理職比率^{*2} <ul style="list-style-type: none"> 10%以上(2024年3月期) 育児休業取得率^{*1} <ul style="list-style-type: none"> 女性: 85%以上を維持 男性: 7%以上(2024年3月期) 社員満足度調査における指標 <ul style="list-style-type: none"> 2023年3月期内に目標設定 <p>^{*1} ヤマダホールディングス、ヤマダデンキが対象</p> <p>^{*2} ヤマダホールディングスが対象</p>
	ダイバーシティの推進	多様な人材の能力の最大限の発揮に向けたダイバーシティマネジメント強化	
	ワーク・ライフ・バランスの推進	家庭と仕事の両立を図るための制度の拡充と就業環境の整備	
	労働安全衛生	社員の安全・健康を促進し、いきいきと安心して働ける職場環境の維持	
	人権の尊重	人権意識の醸成に向けた体制の確立と運用	
快適な住空間の提供と社会システムの確立  	顧客満足度の向上	お客様の住を支える提案の継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ZEH 率 <ul style="list-style-type: none"> 50%(2031年3月期) 太陽光パネル出荷量 <ul style="list-style-type: none"> 50,000枚(2031年3月期) Z空調導入数 <ul style="list-style-type: none"> 2023年3月期内に目標設定

上記に掲げた重要課題への取り組みを推進するため、ヤマダホールディングスでは、以下の専門委員会・分科会等を設置し、部門横断的に多様なステークホルダーと対話しながらサステナビリティの取り組みを進めている。

- 「ESG・サステナビリティ推進委員会」を設置し、環境・社会課題に関する方針・施策の 審議と目標の進捗確認および重要事項についての意思決定を行う
- ESG・サステナビリティ推進委員会の配下に4つの分科会(「グループCSR分科会」「労働環境改善分科会」「CS向上推進分科会」「環境対策分科会」)を設置し、個別活動に関する議論、活動の進捗、目標の確認を行う
- 気候変動に関連した情報開示の拡充を進めるべく、スコープ1,2,3のCO2排出量の現状分析と目標設定を行うプロジェクトチームを設置
- 「人事委員会」では人権課題やジェンダー差別解消について、「開発・改装委員会」では サステナブルな店舗づくりに向けた取り組み事項について、情報共有・連携を図る体制を構築

図 9 : ESG・サステナビリティ推進体制図¹⁵



特に環境課題については、循環型社会の構築及び地球温暖化防止対策の二つを柱とした取り組みを推進している。地球温暖化防止対策としては、TCFD 推進プロジェクトチームを設置し、気候変動に係るリスクと機会の分析を行ったうえで、KPI および中長期目標の設定を検討している。循環型社会の構築については、以下の目標を設定しており、2022 年 3 月期の実績は以下の通りである。ヤマダホールディングスによれば、2022 年 11 月時点における家電 4 品目表リユース実績は、91,712 台と順調に増加している。

KPI		目標	2022 年 3 月期の実績
	家電 4 品目のリユース (テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)	300,000 台 (2026 年 3 月期)	78,663 台
	パソコンリユース	439,900 台 (2023 年 3 月期)	358,265 台

以上より、JCR では、ヤマダホールディングスが ESG・SDGs を中心とする環境問題について経営の重要課題と位置付け、環境問題に関する会議体を有して実務・経営の観点から取り組みを行っているほか、社内の実務担当部署や外部の専門家の知見及びステークホルダーの意見などを反映しつつ重要課題を特定・推進していることを確認した。

¹⁵ ヤマダホールディングスグループ 統合報告書 2022

■評価結果

本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green1(F)	Green2(F)	Green3(F)	Green4(F)	Green5(F)
	g2(F)	Green2(F)	Green2(F)	Green3(F)	Green4(F)	Green5(F)
	g3(F)	Green3(F)	Green3(F)	Green4(F)	Green5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green4(F)	Green4(F)	Green5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green5(F)	Green5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 梶原 敦子・川越 広志

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金使途の具体的な環境改善効果および管理・運営体制および透明性評価等を行うものではなく、本フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、本フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じさせる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンスにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1(F)、Green2(F)、Green3(F)、Green4(F)、Green5(F)の評価記号を用いて表示されます。

■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録)
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル